

総務常任委員会資料
2023年(令和5年)6月21日
総合安全対策室

「明石歩道橋犠牲者の会」からの「想の像」の寄附について

「明石歩道橋犠牲者の会」(以下、「遺族会」という。)から「想の像」を寄附受納しましたので、ご報告いたします。

1 「想の像」

高さ約40cmの石像を含む鎮魂の石碑。
明石市民夏まつり事故の犠牲者11名のうち
9名(※)の名前も刻まれています。ご遺族全
員の賛同と出資によって、事故翌年の平成14
年7月に、朝霧歩道橋上に道路占用許可を得
たうえで設置されたものです。

※記名のない2名のご遺族についても、「想の像」
の設置には賛同されています。



2 寄附に至った経緯

裁判も結審し、事故から20年以上の年月が経過しており、遺族会としての活動は当初の役割を終えたとのことから、遺族会を解散(※)されています。よって、ご遺族全員の意向が確認できる今回のタイミングで「想の像」を市へ寄附し、市で管理することを希望されました。なお、ご遺族のなかには有志や個人での活動を継続される方はいらっしゃいます。

※解散については、遺族会がプレスリリースするまで機密情報としてください。プレスリリースは総務常任委員会終了後に行う予定とお聞きしています。

3 市で寄附をお受けするに至った判断

「想の像」は、毎年、市民安全の日(7月21日)には、市長、副市長、幹部職員が献花に訪れるとともに、職員研修においても、「想の像」の前で、ご遺族のお話を聞くなど、事故の教訓を伝え、安全文化の継承を誓う象徴となっています。

よって、遺族会が解散となるタイミングで、寄附をお受けし、市が責任をもって管理していくことが望ましいとの判断に至りました。

4 寄附受納年月日

2023年(令和5年)6月1日

遺族会のご希望により、セレモニーなどは行わず、書類による手続きを完了しています。